

税理士による 無料申告相談会場のご案内

【佐賀市役所会場】

場 所 ①本庁 6 階会議室
(佐賀市栄町 1 番 1 号)
②大和支所 3 階第 4 会議室
(佐賀市大和町尼寺 1870 番地)

期 間 2 月 16 日(水)～ 3 月 1 日(火)
(ただし、土・日曜は休みとなります)

時 間 午前 9 時 30 分～ 11 時 30 分
午後 13 時～ 15 時 30 分

※上記会場では、譲渡所得、贈与税の申告相談は受付けていませんのでご注意ください。

【小城市牛津公民館会場】

場 所 小城市牛津公民館 2 階研修室
(小城市牛津町勝 1324 番地 1)

期 間 3 月 2 日(水)～ 3 月 3 日(木)

時 間 9 時 30 分～ 15 時 30 分

※受付期間中は、税務署職員による申告相談も行います。

■問い合わせ 佐賀税務署 ☎32-7511

かた 税金の還付を騙る 振り込め詐欺に ご用心ください



確定申告期間は特に、税務署や市の職員と偽って電話などで口座番号を聞き出したり、金融機関の窓口や A T M でお金を振り込ませたりする詐欺に気をつけてください。

不審に思ったら、相手の氏名や所属、連絡先を記録して、税務署や市役所に確認してください。税務署や市役所は税金の還付のために、A T M へ行くように指示するようなことはありません。

所得税・贈与税の申告と納税は 3 月 15 日(火)まで

個人事業者消費税の申告と納税は 3 月 31 日(木)まで

受付期間は 2 月 16 日～ 3 月 15 日

確定申告は期間内にお済ませください

申告書はご自分で作成して、早めの提出と納税をお願いします。受付会場や時間は次のとおりです。また、税理士による無料相談会もご利用ください。

□佐賀税務署 (佐賀第二合同庁舎)

期 間 2 月 16 日(水)～ 3 月 15 日(火)
(土・日曜は閉庁。ただし、2 月 20 日と 2 月 27 日の日曜は受付いたします)

受付時間 9 時～ 17 時

※還付を受けるための申告は、1 月から佐賀税務署で受付けています。

■問い合わせ 佐賀税務署 ☎32-7511

□多久市役所 4 階大会議室 (東)

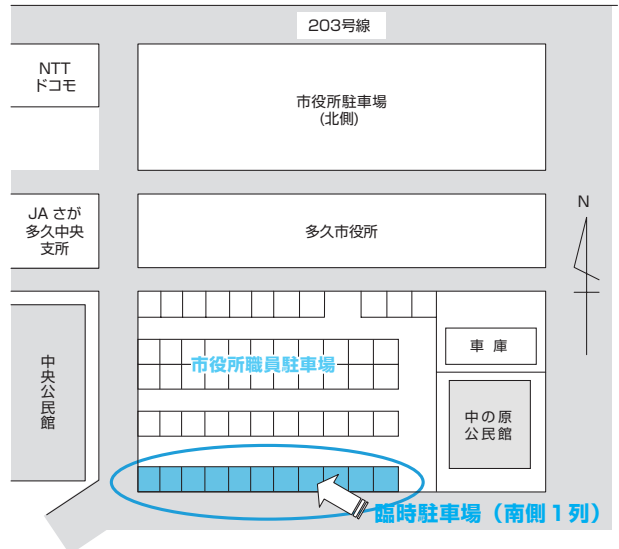
期 間 2 月 16 日(水)～ 3 月 15 日(火)
(土・日曜は閉庁。ただし、2 月 20 日と 2 月 27 日の日曜は受付いたします)

受付時間 8 時 30 分～ 16 時

会場直通電話 ☎75-2013

■問い合わせ 税務課 課税係 ☎75-2126

庁舎南側 申告来場者専用臨時駐車場のご案内



国税電子申告・納税システム (e-Tax) をご利用ください

ネットでどこでも申告・納税

詳しくは e-Tax ホームページへ
www.e-tax.nta.go.jp